

(別紙)

## 就学指定校変更及び区域外就学許可要件

要 件	許可基準	必要書類等
最終学年 中学校 3年生 小学校 6年生	・転居の事実が最終学年の直前の春季休業日以降であれば、卒業まで従前の学校に就学することを許可する。	・就学学校の変更申立書 (他市町村は、協議が必要)
学期途中での転居	・それぞれの学期末まで、従前の学校に就学することを許可する。 (学校行事前の転居も含む)	・就学学校の変更申立書 (他市町村は、協議が必要)
転居予定 (住宅の新築・購入 ・改築・建替え等 の為)	・学年始めよりおおむね6ヶ月以内に限り転居予定先の校区の学校に就学することを許可する。	・就学学校の変更申立書 (他市町村は、協議が必要) ・入居予定に関する証明書類 (賃貸契約書、請負契約書、 建築確認書の写し等)
留守家庭 (両親が共働き又は 母(父)子家庭等に より監督者のいな い児童)	・小学校のみに限り、預け先あるいは親の仕事場の校区の小学校への就学を許可する。	・就学学校の変更申立書 (他市町村は、協議が必要) ・就労証明書
その他	・保護者の入院等により児童・生徒が居住地での就学が困難となった場合 (保護者の入院期間中) ・公共事業、災害等により児童・生徒が居住地を変更する場合 (必要と認められる期間) ・教育的配慮が必要と認める場合	・就学学校の変更申立書 (他市町村は、協議が必要) ・教育委員会が必要とする書類

### ※許可要件等の注意事項

通学可能な範囲であること (通学時間・距離等)

通学途中の安全については、保護者が責任を持つこと

問い合わせ先：松原市教育委員会事務局教職員課 072-337-3132 (直通)